

3千環環保第724号  
令和3年9月3日

千葉市環境審議会  
会長 岡本 眞一 様

千葉市長 神谷 俊



千葉市地球温暖化対策実行計画について（諮問）

千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）第27条第2項の規定により、千葉市地球温暖化対策実行計画について、下記に理由を添えて諮問します。

記

〔諮問理由〕

本市は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3の規定に基づき、平成24年3月に千葉市地球温暖化対策実行計画を策定後、平成28年10月に改定し、2030年度を目標年度として温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進している。

本年5月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設及び地方公共団体実行計画において施策の実施に関する目標を定めること等が追加されたこと、また本市においても「千葉市気候危機行動宣言」の中で、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしたことを踏まえ、抜本的な見直しが必要であることから、新たな計画策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものである。